

福岡県原子力災害 広域避難基本計画



令和3年9月8日

福 岡 県

目 次

第1章 計画策定の趣旨	2
第2章 個別計画を事前に策定すべき地域	2
第1節 個別計画を事前に策定すべき地域	2
第2節 個別計画を策定する際の留意点	3
第3章 緊急時モニタリング	3
第1節 緊急時モニタリングの概要	3
第1項 平常時におけるモニタリング	3
第2項 緊急時におけるモニタリング	3
第3項 緊急時モニタリング結果の報告・共有	4
第2節 モニタリングの実施方法	4
第1項 モニタリングポスト等による常時測定	4
第2項 サーベイメータによる県内全域の測定	5
第3節 関係機関の協力	7
第4章 避難体制の整備	7
第1節 避難指示	7
第1項 非常時の情報の伝達	7
第2項 国の指示による避難指示	8
第2節 避難指示・事故状況などの連絡	9
第1項 糸島市における連絡体制の整備	9
第2項 県における連絡体制の整備	9
第3項 情報提供する事項	9
第3節 避難方法	9
第1項 自動車による避難等	9
第2項 鉄道による避難等	10
第3項 船舶等による避難等	10
第4項 自衛隊への災害派遣要請	10
第4節 避難経路	10
第1項 陸路による避難等	10
第2項 代替避難経路の確保	11
第3項 離島からの避難等	11
第4項 交通誘導・交通規制	12
第5節 避難先との調整	12
第5章 安定ヨウ素剤の配布及び服用	12
第1節 避難者に対する説明	12
第2節 服用指示	12
第6章 避難退域時検査(※)体制の構築	13
第1節 避難退域時検査の実施	13
第2節 避難退域時検査会場の設置	13
第3節 避難退域時検査体制の整備	13
第1項 人員体制の整備	13

第2項 資機材の整備	13
第7章 避難時に特に配慮すべき事項	14
第1節 要配慮者への支援	14
第1項 避難先	14
第2項 入院の要配慮者の避難先の確保	14
第3項 施設入所の要配慮者の避難先の確保	14
第4項 在宅の要配慮者の避難先の確保	15
第5項 避難誘導・移送の際の留意点	15
第2節 受入市町の協力	15
第3節 愛護動物の同行避難等の方針	15
第4節 防災業務関係者の安全確保	16
第5節 感染症の流行下での防護措置	16
第8章 対象地域を越える地域における避難等	16
第1節 県内市町村への避難等	16
第2節 県外への避難等	16
第9章 複合災害時の避難等	18
第1節 避難指示の考え方	18

福岡県原子力災害広域避難基本計画

第1章 計画策定の趣旨

玄海原子力発電所で、東京電力福島第一原子力発電所と同様の事故による原子力災害が万々が一に発生した場合において、住民などの防護措置を混乱なく実施するためには、国の「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）を踏まえ、玄海原子力発電所から半径 30km 圏内の区域（糸島市の一部が該当）に居住する住民の避難計画を策定する必要がある。

通常、災害時の避難誘導は市町村が行うこととされているが、東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害が広範囲に及び、市町村の区域を越える広域的な避難が必要となったことに鑑み、広域的自治体である県が市町村と連携して、広域避難の基本的な考え方を取りまとめ、糸島市の原子力災害広域避難個別計画（以下「個別計画」という。）の策定を支援するものである。

また、実際に原子力災害が発生した場合の防護措置については、放射性物質の拡散が災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、放射線量の実測値等を踏まえ、柔軟に対応するものとする。

第2章 個別計画を事前に策定すべき地域

第1節 個別計画を事前に策定すべき地域

本県において個別計画を事前に策定すべき地域の範囲については、指針における「緊急防護措置を準備する区域（U P Z（Urgent Protective Action Planning Zone.以下「U P Z」という。）」を踏まえ、玄海原子力発電所からおおむね半径 30km の円内（以下「対象地域」という。第1図参照）とする。具体的には、糸島市内の二丈地区の一部（約 1 万人）及び志摩地区の一部（約 5 千人）である。

【 第1図 個別計画を事前に策定すべき地域の範囲 】



※ 本図は、国土地理院九州地方測量部から防災用として提供を受けた基盤地図を使用して作成されています。本図は、防災目的に限り利用できます。

第2節 個別計画を策定する際の留意点

糸島市は、県の支援を得て、広域的な避難等が必要な場合に備え、対象地域外にあらかじめ指定した避難所に避難する等、糸島市等が取るべき措置を定めるため、個別計画を作成するものとする。

避難先については、地域コミュニティの維持に留意し、同一地区の住民がまとまって避難等できるよう配慮するとともに、対象地域の地区ごとの避難経路・避難先を明示するものとする。

【 第1表 受入市町における指定避難所の収容可能人数一覧(令和3年2月末時点) 】

市町村名	人数	市町村名	人数
福岡市	9,635	那珂川市	292
筑紫野市	505	宇美町	72
春日市	422	篠栗町	235
大野城市	548	志免町	228
宗像市	495	須恵町	279
太宰府市	505	新宮町	180
古賀市	209	久山町	72
福津市	1,230	粕屋町	257
合計			15,164

第3章 緊急時モニタリング

第1節 緊急時モニタリングの概要

第1項 平常時におけるモニタリング

県は、原子力災害が発生した場合において緊急時に原子力施設から放出される放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時からモニタリングを適切に実施する。

第2項 緊急時におけるモニタリング

県(福岡県モニタリング本部)は、施設敷地緊急事態発生の情報連絡を受けた場合、国が立ち上げ、統括する緊急時モニタリングセンターに参画する。

国は、指針に基づき、県があらかじめ策定する「緊急時モニタリング計画」を参照して、原子力災害の状況、気象情報などを参考にしつつ、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮し、「緊急時モニタリング実施計画」を策定して、緊急時モニタリングを実施する。

県は、国が「緊急時モニタリング実施計画」を策定するまでの間、「緊急時モニタリング計画」に基づき、緊急時モニタリングを実施し、「緊急時モニタリング実施計画」策定後は、国の指揮の下、緊急時モニタリングに所要の協力を行う。

第3項 緊急時モニタリング結果の報告・共有

緊急時モニタリングセンターは、モニタリング結果の妥当性を確認し、原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては、原子力災害対策本部）及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。

また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価などをオフサイトセンター放射線班と共有する。

緊急時モニタリング結果については、オフサイトセンター放射線班から関係県などに連絡する。

第2節 モニタリングの実施方法

第1項 モニタリングポスト等による常時測定

県は、県内各地域の比較的人口が密集する地点に設置したモニタリングポスト及び固定式電子線量計において、放射線量を常時監視するものとし、今後、必要に応じて拡充していくものとする。（※ 第2表、第3表、第2図参照）

また、警戒事態以降においては、モニタリングポストの監視頻度を引き上げるなど放射線量の監視体制を強化する。

【 第2表 県内のモニタリングポスト設置場所 】

	設置場所		所在地	地上高さ
A	引津小学校	糸島市志摩御床	2165-2	1 m
B	福吉小学校	糸島市二丈吉井	4118	
C	県糸島総合庁舎	糸島市浦志	2-3-1	
D	福岡県庁	福岡市博多区東公園	7-7	
E	県保健環境研究所	太宰府市向佐野	39	18.9 m
G	県飯塚総合庁舎	飯塚市新立岩	8-1	1 m
F	県久留米総合庁舎	久留米市合川町	1642-1	
H	県八幡総合庁舎	北九州市八幡西区則松	3-7-1	
I	県行橋総合庁舎	行橋市中央	1-2-1	

【 第3表 県内の固定式電子線量計設置場所 】

	設置場所		所在地	地上高さ
a	姫島小学校	糸島市志摩姫島	976	1 m
b	鹿家公民館	糸島市二丈鹿家	1771-1	
c	福ノ浦漁港	糸島市志摩芥屋	3719-4	
d	加茂川砂防緑地公園	糸島市二丈福井	4192-1	
e	志摩中学校	糸島市志摩小金丸	1836	
f	糸島市交流プラザ二丈館	糸島市二丈深江	1360	
g	上深江公民館	糸島市二丈上深江	469-1	

第2項 サーベイメータによる県内全域の測定

県は、モニタリングポストなどによる監視に加え、放射線量の定点測定を補完するため、県内各地に配備したサーベイメータにより、必要に応じ、機動的かつ柔軟にモニタリングを行う。また、自然災害によるモニタリングポストなどの損壊や電源供給の途絶などにより、モニタリングができなくなった場合についても、同様の対応を行う。(※ 第4表、第2図参照)

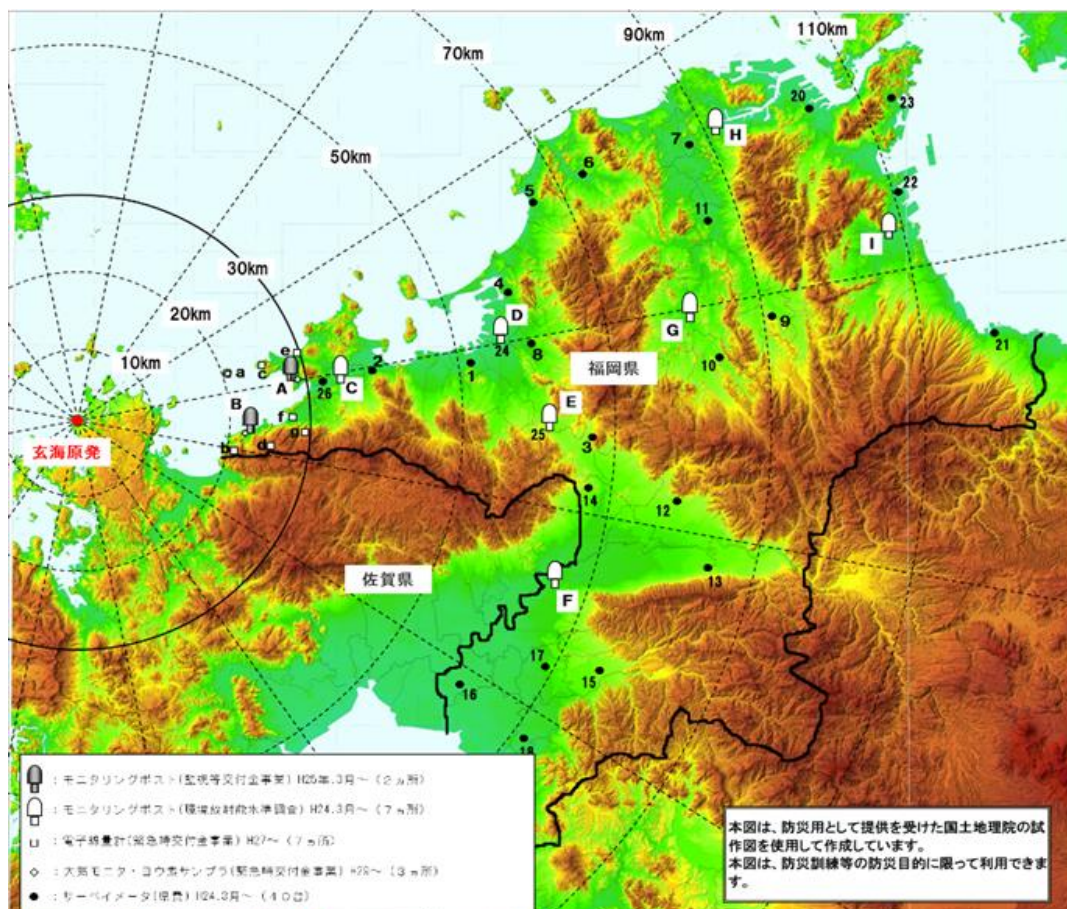
なお、サーベイメータについては、必要に応じて拡充していくものとする。

【 第 4 表 県内のサーベイメータ配備場所及び配備地図 】

番号 ※	配備場所	所在地	台数	
			低線 量用	高線 量用
1	福岡西総合庁舎	福岡市中央区	1	1
2	福岡普及指導センター	福岡市西区	1	—
3	農林業総合試験場	筑紫野市	1	—
4	福岡女子大学	福岡市東区	1	—
5	北筑前普及指導センター	福津市	1	—
6	宗像総合庁舎	宗像市	1	—
7	宗像総合庁舎遠賀分庁舎	水巻町	1	—
8	計量検定所	粕屋町	1	—
9	田川総合庁舎	田川市	1	—
10	北部家畜保健衛生所	嘉麻市	1	—
11	直方総合庁舎	直方市	1	—
12	朝倉総合庁舎	朝倉市	1	—
13	農林業総合試験場資源活用研究センター苗木花き部	久留米市	1	—
14	九州歴史資料館	小郡市	1	—
15	八女総合庁舎	八女市	1	—
16	工業技術センターインテリア研究所	大川市	1	—
17	筑後農林事務所	筑後市	1	—
18	南筑後普及指導センター	みやま市	1	—
19	大牟田総合庁舎	大牟田市	1	—
20	小倉総合庁舎	北九州市小倉北区	1	—
21	豊前総合庁舎	豊前市	1	—
22	荏田港務所	荏田町	1	—
23	門司学園高等学校	北九州市門司区	1	—
24	福岡県庁（環境保全課）	福岡市博多区	2	—
25	福岡県保健環境研究所	太宰府市	4	—
26	糸島市役所	糸島市	5	5
合計			34	6

※ この表中の番号は、以下の図（福岡県のモニタリング機器の配置）中のサーベイメータの配備場所の番号と一致するものである。

【 第 2 図 福岡県のモニタリング機器の配置 】



第 3 節 関係機関の協力

県は、国、佐賀県、長崎県、糸島市、その他市町村、原子力事業者及びその他モニタリング関係機関と、合同研修及び訓練などを通じて、測定技術の向上に努めるとともに、緊密な連携を図る。

第 4 章 避難体制の整備

第 1 節 避難指示

第 1 項 非常時の情報の伝達

県は、警戒事態の発生を覚知した場合、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 10 条若しくは第 15 条に基づき、原子力事業者から通報を受けた場合又は「原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書」に基づき、原子力事業者から非常時の情報連絡を受けた場合には、その状況などを県警察、気象台、自衛隊、海上保安部、市町村及び消防機関など防災関係機関に直ちに通知するとともに、プレスリリースやホームページなどあらゆる手段を活用して、住民などへ情報提供を図る。

第2項 国の指示による避難指示

県は、緊急時モニタリングや放射性物質による汚染状況調査の結果が、指針における「運用上の介入レベル（OIL（Operational Intervention Level.以下「OIL」という。）」をいう」の値を超え、若しくは超えるおそれがあると認められ、国の指示があった場合等には、県警察、気象台、自衛隊、海上保安部、市町村及び消防機関など防災関係機関に直ちに通知するとともに、プレスリリースやホームページなどあらゆる手段を活用して、対象地域の住民などに速やかに避難等必要な防護措置を実施するよう、情報提供を図る。

【第5表 OILと防護措置】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			β 線：13,000cpm※4【1か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているB線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約

120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて、今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第2節 避難指示・事故状況などの連絡

第1項 糸島市における連絡体制の整備

- (1) 糸島市は、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、消防団、農協、漁協及び漁連等の関係機関、要配慮者が入院、入所している病院及び社会福祉施設並びに観光施設へ電話、FAXなどを利用して避難指示の内容を伝達する。
- (2) 糸島市は、防災行政無線、広報車、ホームページ及び福岡県防災情報などメール配信システム「防災メール・まもるくん」などのあらゆる手段を活用して、避難指示の内容を住民などに伝達するとともに、情報提供に当たっては、正確かつ簡潔に行うとともに、テレビ、ラジオなどによる情報収集に努めること及び落ち着いて行動することを伝達する。

第2項 県における連絡体制の整備

県は、糸島市に代わり避難指示を行う場合や糸島市による避難指示の内容を補完する必要がある場合などには、プレスリリースやホームページなどあらゆる手段を活用して、避難指示、事故状況などについて、住民などへ情報提供を図る。

第3項 情報提供する内容

県及び糸島市が情報提供する内容は、概ね次のとおりとする。

- ・ 事故及び災害などの状況（モニタリング結果を含む）
- ・ 避難指示など災害応急対策の実施状況及び避難状況
- ・ 無用の被ばくを避けるための防護措置

第3節 避難方法

第1項 自動車による避難等

原子力災害時において迅速に避難等するためには、自動車による避難等が効果的であることから、避難等に当たっては、自家用車両を利用することとし、その場合は、努めて乗り合いによるものとする。

また、糸島市が保有する車両や、糸島市からの要請に基づき県が確保するバス事業者などの車両を利用するものとする。

県及び糸島市は、対象地域の住民などの避難方法についてあらかじめ把握するとともに、避難先での駐車場の確保について避難先市町と調整する。

【バス事業者などとの協定締結】

県は、バスによる避難等に備えるため、糸島市と協力して、あらかじめ避難地区ごとのバスの必要台数を把握し、バス事業者などと災害時における避難者の輸送協力に関する協定を締結するなど迅速にバス等の車両を確保できる体制を整えるものとする。

第2項 鉄道による避難等

自動車による避難等に加え、ＪＲ九州、福岡市地下鉄及び西日本鉄道による住民などの避難等を行う。

第3項 船舶等による避難等

県、糸島市及びその他防災関係機関は、道路崩壊等により自動車による避難等が困難な場合は、利用可能な最寄りの港に住民などを誘導の上、糸島市及び県保有船舶、防災関係機関の船舶、漁船等による避難等を図る。また、重病者など緊急搬送を必要とする住民などについては、必要に応じ、ヘリによる搬送を行う。

第4項 自衛隊への災害派遣要請

県は、第1項から第3項による対策によっても輸送能力がなお不足する場合には、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

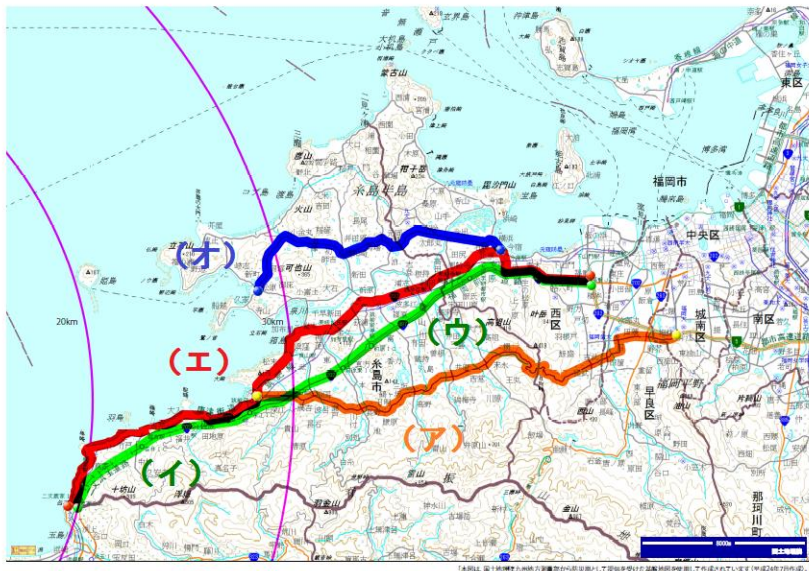
第4節 避難経路

第1項 陸路による避難等

対象地域の住民などが、対象地域外に迅速に避難等するためには、最寄りの幹線道路から避難等することが効果的である。また、その際避難経路を分散し、渋滞を緩和する必要があるため、あらかじめ避難経路を次のとおり設定し、対象地域からの避難者は、この避難経路により、糸島市の個別計画に基づいて、避難等するものとする。(第3図参照)

- (ア) 県道 49 号大野城二丈線
- (イ) 二丈浜玉道路及び福岡前原道路(※)
- (ウ) 国道 202 号バイパス
- (エ) 国道 202 号(※)
- (オ) 県道 506 号船越前原線及び県道 85 号福岡志摩線

【 第3図 主要避難経路図 】



※ 本図は、国土地理院九州地方測量部から防災用として提供を受けた基盤地図を使用して作成されています（平成24年4月作成）。本図は、防災目的に限り利用できます。

第2項 代替避難経路の確保

県、糸島市及びその他防災関係機関等は、収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少などにより、通行できないことが想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難経路の確保を図る。

第3項 離島からの避難等

姫島（住民約160名）からの避難等については、糸島市営渡船及び漁船により本土側の港に上陸した後、バスなどで避難等するものとする。

糸島市は、船舶が不足する場合、県に保有船舶の提供を要請するほか、県を通じて海上保安庁に支援を要請するものとする。

なお、県及び糸島市は、姫島からの避難誘導に当たっては、できるだけ早期に避難等を開始するよう努めるとともに、悪天候などにより船舶による避難等が困難な場合には、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大・予防対策を講じ、気密性を確保するなどの放射線防護対策を行っている糸島市姫島福祉センター「はまゆう」等に一時的に屋内退避するなど特別な配慮を行う。

【 第6表 糸島市における旅客船就航状況（定期航路） 】

使 用 船 舶			備 考
船 名	総トン数	旅客定員	
ひめしま	35	76	姫 島 ～ 岐 志（片道約16分）

【 第7表 福岡県保有船 】

所 属	船 名	ト ン 数	定 員	碇 泊 港	備 考
漁 業 管 理 課	し ん ぷ う	114	35	博多港	漁業取締船
水産海洋技術センター	げ ん か い	67	13	〃	漁業調査取締船
〃	つ く し	19	12	〃	漁業調査取締船
有明海研究所	あ り あ け	7.9	12	沖端漁港	漁業取締船
〃	ず い よ う	4.2	10	〃	漁業調査船
〃	ち く ご	2	8	〃	漁業調査船
豊前海研究所	ぶ ぜ ん	31	11	宇島港	漁業調査取締船
合 計			101		

第4項 交通誘導・交通規制

糸島市は、避難等を指示した区域について、必要に応じ、警戒区域を設定して、当該区域への立ち入りを制限するなど、指示の実効を上げるために必要な措置をとる。

県警察は、糸島市が避難等を指示した区域から、円滑に住民などの避難等が行われるよう、必要な交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、区域外部からの車両などの進入を制限する。

県は、糸島市が避難等を指示した区域に外部から車両等が進入しないよう、関係機関に必要な措置をとるよう要請する。

第5節 避難先との調整

糸島市は、地区ごとの避難者数を把握し、受入市町に対して受入を要請する。

県は、糸島市が広域避難要請の事務を行うことが困難な場合、糸島市に代わって広域避難の要請を行う。

受入市町は、広域避難の受入れ準備が整った場合、速やかに避難者の受入れを開始する。

第5章 安定ヨウ素剤の配布及び服用

第1節 避難者に対する説明

県は、糸島市及び医療機関などと連携し、国の指示に基づき、安定ヨウ素剤の配布及び服用が必要となった場合、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効果、服用時期、服用方法、服用対象者及び禁忌などについて避難者へ説明するとともに、薬剤師の確保など必要な措置を講じる。

第2節 服用指示

県は、糸島市と連携し、原則として国の判断に基づき、医師の関与の下で、住民に対し、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。

ただし、時間的制約などにより、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求めるなどあらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。

第6章 避難退域時検査(※)体制の構築

第1節 避難退域時検査の実施

玄海原子力発電所で原子力災害が発生し、放射性物質が放出された又は放出されるおそれがある場合は、避難者が被ばくするおそれがあることから、県は、避難退域時検査会場を設置し、福岡県医師会、福岡県診療放射線技師会及び福岡県看護協会など関係団体の協力を得て、避難退域時検査を実施し、避難者の身体表面への被ばく状況の把握を行う。

避難退域時検査の結果、基準値を超える避難者については、拭き取りなどの簡易除染の処置を行うとともに、汚染の程度によっては、原子力災害拠点病院又は原子力災害医療協力機関への搬送を行う。

※ 避難退域時検査：放射性物質による汚染状況を確認する検査

第2節 避難退域時検査会場の設置

避難者が、放射性物質に汚染されているおそれがある場合には、避難所に入る前に避難退域時検査を行い、基準値を超える者に対しては、簡易除染を行わなければならない。

このため、県は、避難所に隣接する場所に避難退域時検査会場を設置するものとする。

第3節 避難退域時検査体制の整備

第1項 人員体制の整備

県は、福岡県診療放射線技師会、九州電力及び市町村と連携して、避難退域時検査に必要な人員を確保する。

【 第8表 避難退域時検査体制 】

職 種 な ど	主 な 役 割
会場責任者	責任者、保健医療調整本部へ連絡
責任者補佐	空間線量率の測定、簡易除染、責任者の補佐
誘導員（車両・住民）	車両、避難住民の誘導
測定員（車両・住民）	車両、避難住民などの放射線測定器による測定
記録員（車両・住民）	避難退域時検査の測定結果の記録
受付員（車両・住民）	車両、避難住民などの受付

第2項 資機材の整備

県は、避難退域時検査及び簡易除染に必要な資機材を次のとおり確保することとし、必要に応じて、国、他道府県及び関係団体などに大口径GMサーベイメータ、ポケット線量計及び除染キットなどの資機材の提供を依頼する。

【 第 9 表 資機材 】

資機材などの名称	用 途
大口径GMサーベイメータ	体表面汚染(β線)の測定
NaIシンチレーションサーベイメータ(甲状腺モニター)	甲状腺に沈着した放射性ヨウ素の量を測定
ポケット線量計	避難退域時検査班の個人被ばく線量計
防護服	避難退域時検査班の防護対策
防護マスク	
防護手袋	
防護靴カバー	
除染キット	基準値を超えた避難者への簡易除染用
汚染廃棄物貯留容器	簡易除染に使用したガーゼなどの廃棄用
防護用ビニールシート	簡易除染会場の養生など
その他 ガーゼ、紙ウエス、ティッシュペーパー、 綿棒、消毒液、生理食塩水 など	消毒、簡易除染用

第 7 章 避難時に特に配慮すべき事項

第 1 節 要配慮者への支援

第 1 項 避難先

対象地域の要配慮者については、次により避難等を行う。

【 第 1 0 表 糸島市対象地域内の要配慮者の避難先 】

令和 2 年度時点

区 分	避 難 先
①入院者(約 120 人)	福岡市内の病院(約 120 人)
②社会福祉施設などの入所者(約 360 人)	福岡地域の施設(約 473 人)
③在宅の要配慮者(約 2,588 人)	他市町の避難所など(約 2,588 人) (一定程度の介護を要する者は他市町の社会福祉施設など)
合計 約 3,068 人	約 3,181 人

第 2 項 入院の要配慮者の避難先の確保

入院の要配慮者については、病院・診療所が定めた避難計画に基づき避難等を行う。

県は、医療関係団体と連携の上、あらかじめ確保した福岡市内の病院へ円滑な避難等が行われるよう努める。

第 3 項 施設入所の要配慮者の避難先の確保

社会福祉施設などに入所している要配慮者については、施設が定めた避難計画に基づき、あらかじめ確保した福岡地域の施設へ避難等を行う。

県は、必要に応じて、高齢者施設団体などとの応援協定に基づき、入所者の受入先並びに食糧及び車両の提供などについて調整を行う。

第4項 在宅の要配慮者の避難先の確保

(1) 入院が必要な者の避難先の確保

県は、在宅の要配慮者のうち、急病などにより、医療機関に移送する必要がある場合、災害拠点病院を中心に搬送先の確保を図る。

(2) 入所が必要な者の避難先の確保

県は、在宅の要配慮者のうち、福祉避難所などでの避難生活が困難な者については、社会福祉施設などへの入所が可能となるよう調整を行う。

また、社会福祉施設などについては、災害時には定員外の受入れが見込まれることから、糸島市は、関係団体・施設の協力を得て避難先の確保を図る。

(3) 福祉避難所への避難等

県は、在宅の要配慮者のうち、(2)に該当しないが、避難所での生活において特別な配慮を要する者については、福祉避難所へ避難するものとし、あらかじめ把握した避難先市町ごとの受入可能人数を踏まえて避難先の確保を図る。

第5項 避難誘導・移送の際の留意点

糸島市は、糸島市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を踏まえ、要配慮者の状況に応じた避難誘導・移送を行う。

妊婦・乳幼児や子供など放射線による身体的影響が大きい者に対しては、避難誘導する際にできる限り放射線の影響を受けないよう配慮する。また、要配慮者の避難所での生活に関し、その健康状態の把握などに努めるなど、生活環境に十分配慮するものとする。

なお、自主防災組織や民生・児童委員などと連携し、避難支援者の確保を図るとともに、要配慮者ごとに避難支援者を特定し、両者間の信頼関係の醸成を図る。

第2節 受入市町の協力

受入市町は、防災行政無線・ホームページなどを利用して、糸島市において避難指示が出され、受入市町内の避難所で糸島市民の受入れを行うことを住民に知らせるとともに、不要不急の車両の運転を控えることを広報し、速やかに避難が行われるよう、主要避難経路から避難所までの誘導について協力する。

また、受入市町が作成する原子力災害時の避難者の受入れなどを定めたマニュアルなどに基づき、避難所において糸島市職員の補助を行うなど、糸島市に対し必要な協力を行う。

第3節 愛護動物の同行避難等の方針

県及び糸島市は、避難等の際、愛護動物を同行する場合には、獣医師会など関係団体と協力し、愛護動物の保護を行う。

また、飼い主と同行避難等した愛護動物については、受入市町及び獣医師会などの関係団体と協力して、適正飼育の指導や餌・ケージなどの確保を行うなど避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

第4節 防災業務関係者の安全確保

県、国、県警察、糸島市、消防機関、原子力災害拠点病院及びその他防災関係機関は、原子力緊急事態応急対策に携わる防災業務関係者の安全確保を図るため、それぞれの災害対策本部などと現場指揮者との連携を密にして、適切な被ばく管理を行う。

なお、被ばく管理に当たっては、緊急時モニタリング本部、保健医療調整本部及び緊急被ばく医療派遣チームと緊密に連携するものとし、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関以外の機関にあつては、必要に応じて高度被ばく医療支援センターなどの協力を得るものとする。

第5節 感染症の流行下での防護措置

新型コロナウイルス感染症等の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。

具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、内閣府が作成した「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」及び福岡県が作成した「避難所運営マニュアル作成指針」等に基づき、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第8章 対象地域を越える地域における避難等

第1節 県内市町村への避難等

玄海原子力発電所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて対象地域を越える地域においても屋内退避を実施する。また、放射性物質の拡散により、対象地域を越える地域において、住民の避難等が必要となる場合については、放射線量の実測値などを踏まえ、柔軟に対応することとし、迅速かつ円滑な避難等を実施するため、県は、対象地域を越える市町村から避難者数の連絡を受け、あらかじめ把握した県内全市町村の避難所の収容可能人数や被災状況を参考として、避難先の調整を行うものとする。

また、市町村が要配慮者を含む避難者数、避難対象地域を明確にした避難個別計画を策定する際、市町村域を越える調整が必要となる場合には、当該市町村からの要請を踏まえ、県においてあらかじめ広域的な調整を行うなど支援する。

なお、県は、県内全市町村に避難先が拡大する可能性に鑑み、平常時において県が実施する原子力防災訓練の成果など、避難等に必要な知見を適宜県内市町村に提供するものとする。

第2節 県外への避難等

県外に避難等しなければならない場合は、国の助言を踏まえるとともに、佐賀県及び長崎県と連携し、「九州・山口9県災害時応援協定」などの協定を活用して、必要な調整を行うものとする。

【 第 1 1 表 県内全市町村の避難所における収容可能人数 】

令和 3 年 7 月 1 日現在

番号	市町村名	避難所数	収容可能人数
1	北九州市	502	158, 530
2	福岡市	434	125, 482
3	大牟田市	48	37, 792
4	久留米市	178	44, 940
5	直方市	50	16, 266
6	飯塚市	64	39, 630
7	田川市	24	6, 959
8	柳川市	56	7, 942
9	八女市	23	6, 413
10	筑後市	33	1, 571
11	大川市	27	4, 676
12	行橋市	38	43, 570
13	豊前市	17	3, 475
14	中間市	12	7, 252
15	小郡市	28	9, 135
16	筑紫野市	96	70, 121
17	春日市	67	11, 982
18	大野城市	55	10, 939
19	宗像市	37	5, 520
20	太宰府市	22	10, 555
21	古賀市	17	1, 473
22	福津市	21	6, 620
23	うきは市	52	17, 247
24	宮若市	17	4, 080
25	嘉麻市	47	15, 533
26	朝倉市	39	11, 800
27	みやま市	27	7, 720
28	糸島市	47	19, 640
29	那珂川市	15	8, 343
30	宇美町	62	10, 224

番号	市町村名	避難所数	収容可能人数
31	篠栗町	31	5, 848
32	志免町	43	11, 113
33	須恵町	19	8, 381
34	新宮町	26	12, 363
35	久山町	19	4, 535
36	粕屋町	45	9, 694
37	芦屋町	2	1, 338
38	水巻町	22	9, 570
39	岡垣町	16	2, 604
40	遠賀町	15	6, 517
41	小竹町	15	19, 103
42	鞍手町	20	8, 700
43	桂川町	10	4, 990
44	筑前町	10	3, 470
45	東峰村	29	1, 925
46	大刀洗町	13	3, 650
47	大木町	9	6, 575
48	広川町	10	1, 854
49	香春町	20	7, 428
50	添田町	65	6, 925
51	糸田町	10	2, 000
52	川崎町	14	2, 570
53	大任町	6	3, 900
54	赤村	9	1, 281
55	福智町	20	7, 771
56	荏田町	12	2, 262
57	みやこ町	23	3, 118
58	吉富町	12	2, 241
59	上毛町	7	2, 503
60	築上町	23	5, 660
	合計	2, 730	895, 319

第9章 複合災害時の避難等

第1節 避難指示の考え方

県及び糸島市は、国が原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、当該地域の住民に対し、UPZ 外にあるあらかじめ定めている避難所などへの避難等の指示を出すことを検討する。その際には、国は、地方公共団体と緊密な連携を行うものとする。

また、県は、自然災害などが原因であらかじめ定めている避難所が使用できない場合、避難先の調整を行う。

